

まちづくり評価アンケート 調査方法と結果概要

「第4次西宮市総合計画」の50施策について、A・Bの2票に分けて実施しました

A票では、施策に対する市民の「受け止め方」を調べるため、各施策の「期待度」「満足度」を7段階（0点～6点）で答えてもらいました。それぞれで点数化した合計点を有効回答数で除した平均値からギャップ値（期待度の平均値から満足度の平均値を差し引いたもの）を算出し、当該施策に関する市民の皆さんの認識を明らかにしました。

B票は各施策に係る市民の「行動」を調べるため、各施策に対応するさまざまな設問について回答してもらい、施策の効果を捉えました。

◆アンケートの回収状況

	発送数	回収数	回収率
全体	5,000	2,423	48.46%
A票	2,500	1,108	44.32%
B票	2,500	1,315	52.60%

◆施策の期待度・満足度、ギャップ値

○施策の期待度

期待度	期待度	期待度
高い	1 医療サービスの充実	
	2 消防・救急救助体制の充実	
	3 水の安定供給	
	4 子育て支援の充実	
	5 医療保険・医療助成・年金制度の安定	
↑期待度↓	46 産業の振興	
	47 多文化共生社会の構築と国際交流の推進	
	48 都市農業の展開	
	49 大学との連携・交流	
低い	50 都市型観光の振興	

○施策の満足度

満足度	満足度	満足度
高い	1 水の安定供給	
	2 下水道・河川の整備	
	3 良好な住宅・住環境の整備	
	4 芸術・文化の振興	
	5 公民館・図書館機能の充実	
↑満足度↓	46 交通安全対策と駐車対策	
	47 都市農業の展開	
	48 生活自立の援助	
	49 組織の活性化と職員の育成	
低い	50 健全な財政運営	

○施策のギャップ値

ギャップ値	ギャップ値	ギャップ値
大きい	1 健全な財政運営	
	2 医療保険・医療助成・年金制度の安定	
	3 医療サービスの充実	
	4 高齢者福祉の充実	
	5 組織の活性化と職員の育成	
↑ギャップ値↓	46 市民活動の支援	
	47 人権問題の解決	
	48 多文化共生社会の構築と国際交流の推進	
	49 大学との連携・交流	
小さい	50 都市型観光の振興	



医療サービスの充実が期待されています

市民志向の市政に

市は、市民志向の行政経営を目指し、皆さんの価値観などを捉えて分析するために、まちづく

このアンケートは平成21年4月にスタートした「第4次西宮市総合計画」を推進するため、地域の問題や今後のまちづくりなどについて、市民の皆さんの視点で評価してもらうことを目的としています。また、考え方や日常の行動についても尋ねました。

期待度の高い施策として、「医療サービスの充実」や「消防・救急救助体制の充実」などがあがっています。一方で「都市型観光の振興」、「大学との連携・交流」といった施策の期待度が低くなっていることが分かります。左記参照。

今後、施策ごとに市民のニーズや効果を把握し、第4次西宮市総合計画の展開に反映するための分析を進めていきます。

市は、市民の皆さんの価値観やニーズを的確に捉え、これまでのまちづくりの成果をさらに発展させるために「まちづくり評価アンケート」を実施しました。アンケート結果の概要は次のとおりです。結果の詳細については市のホームページの「市政情報」の中の「行政経営改革」に掲載しています。問合せは行政経営・改善グループ（0798・35・3475）へ。

アンケートを通して

今後はアンケートの結果を、これからの市政運営の基礎資料としてさらに分析を行い、市民の皆さんに満足してもらえる市政の実現に努めます。

まちづくり評価アンケート結果

市民満足度の高い 市政の実現に向けて



皆さんの視点で事業について議論

ザ・チェック！西宮

市民評価員6人を募集

資源捻出を直接の目的とした事業の廃止、経費削減といった結論ありきではなく、市民の皆さんの目線で事業を評価、議論してもらうことで、効果的・効率的な市政運営を図ります。募集の詳細は、事業改善グループ（市役所本庁舎4階）各支所市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで配布する募集要項・応募用紙をご覧ください。また、市のホームページの「市政情報」の中の「行政経営改革」からダウンロードできます。問合せは事業改善グループ（0798・35・3478）へ。

【対象】平成23年4月1日現在20歳以上の人（市職員・市議会議員などを除く）
【任期】平成23年5月中旬～8月31日
【応募方法】応募用紙を4月22日（必着）までに郵送かEメールで事業改善グループ（〒662-8567 六湛寺町10-3 市役所本庁舎4階 vo. kaizen@nishi.or.jp）へ。持参も可
※「ザ・チェック！西宮」の進行など詳しい内容は本紙7月10日号やホームページでお知らせする予定です

広告

債務整理

誰にも知られないうちに借金問題を整理したいなら
◎任意整理 消費者金融等から高金利で貸付を受けている場合、あなたの代理人として「利息制限法」に従って本来の残債務額を確定し、その支払い方法（月々の返済額、支払い回数）の和解交渉をいたします。
◎個人再生 資産等を処分せずに、3年程度の期間に支払い可能な一定の金額を返済すれば債務が免除される手続きです。
◎自己破産 資産も無く多重債務で支払っていきたくも立たない場合は、裁判所での決定により債務の責任を免除されます。

過払金返還請求

◎「利息制限法」を超える利息は無効となり、消費者金融等への過払金（払いすぎ利息）は返還請求することができます。
◎最近、契約書を書き換えて、金利が18%以下になったとしても以前の取引が「利息制限法」を超えるのであれば可能です。
◎現在、全額返済して残高は0（ゼロ）になっている方も、完済後10年内であれば返還請求が可能です。



司法書士 山村直子

個人の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

あずさ司法書士法人 神戸オフィス
 兵庫県司法書士会 法人番号 30-00023
 神戸市中央区三宮町3丁目7番10号 協栄ビル4F
<http://www.azusa-office.jp>
TEL.078-958-6070 受付時間 AM10:00~PM7:00

広告

過払金請求(交渉も裁判も)と任意整理は相談料・着手金ともに無料

年中無休(土・日・祝) 平日は夜10時まで相談

※140万円を超える過払金請求は、法律上、弁護士でないと代理できません。
15年以上の長期にわたって取引されている方は、ぜひ、ご相談下さい。
※完済後も10年以内なら過払金の請求ができます。

ハロー さあ いこう
0120-86-3150(予約制)
 弁護士による直接、個別面談 **阪神西宮駅スグ**

ひまわり法律事務所 ひまわり法律事務所 **検索**
 弁護士4名 事務員10数名
 兵庫県弁護士会所属弁護士 上原 邦彦ら4名
<http://www.himawari-law.net/>
 ※報酬金・アクセスその他詳しくはHPをご覧ください
 ※携帯・パソコンのHPより24時間予約申込受付

阪神西宮駅えびす口北徒歩3分、国道2号線沿い 明治安田生命ビル8F
 (兵庫県西宮市和上町5-10)